

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

(平成30年度～平成39年度) (素案) からの主な変更点

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
1	全体	表紙及び計画年次について、西暦と元号を併記する形とします。 また、次期見直し段階では、新元号による記載に統一するものとします。	元号のみの表記	パプコメ No.1 西暦を併記または主とすべき、との意見を反映
2	全体	<u>自転車通行空間: 自転車が通行するための道路、又は道路の部分</u> をいう。 なお、「通行」とは、 <u>自転車が車道内を走行することと、特例的に歩道内を自転車が徐行することを想定したものである。</u>	<u>自転車通行空間: 自転車が通行する道路空間や、その空間を取り巻く周囲の環境</u> をいう。	パプコメ No.2 現行計画(平成20年度～平成29年度)の取組では「走行」という言葉を使用し、本計画では「通行」という言葉を使用しているため、「走行」という言葉に対し、注釈を入れた方がわかりやすい、との意見に対し本計画の「自転車通行空間」の凡例の中で、説明を加筆
3	凡例	<u>自転車ナビマーク・自転車ナビライン</u> <u>自転車の通行位置や進行方向を示すもの。</u>	<u>自転車ナビマーク</u> <u>利用環境ガイドラインでの、“車道混在型の矢羽型の自転車通行空間”をいう。自転車が通るべき「車道の左側端」を分かりやすく示したもの。</u>	協議会での意見 「自転車ナビマーク・自転車ナビライン」と丁寧な表記にしてほしい。 また、用語解説をもう少し分かりやすくできないか、との意見が出たため文言を修正

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
4	P2	<u>なお、本計画は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和55年法律第87号)第7条に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」として位置付けられるものです。</u>	(素案では記述なし)	パプコメ No.10、No.11 本計画の策定根拠は何ですか、との意見に対し根拠法令を加筆
5	P2	(1)計画の目的 <u>自転車等の適正利用と自転車の通行・駐輪環境の改善を推進することで、区内で暮らし、活動する全ての人にとって快適な都市環境の維持・向上を図ります。</u>	(1)計画の目的 <u>自転車等の適正な利用を推進するとともに、自転車の通行・駐輪環境の改善と、自転車利用者がルールやマナーを守ることを促すことにより、区内で暮らし、活動する全ての人にとって快適な都市環境の維持・向上を図ります。</u>	パプコメ No.12 「適正な利用」と「適正利用」の使い分けに留意してほしい、との意見に対しわかりやすい表記に変更
6	P2	(3)計画の対象区域 <u>新宿区内全域</u>	(素案では記述なし)	記載内容の充実
7	P2	(4)計画の位置付け 本計画は、…、及び区の自転車等に関する…	(3)計画の位置付け 本計画は、…、及び区の自転車に関する…	文言整理
8	P7	<u>鉄道事業者からの用地の貸付をはじめ、道路管理者としての国や都、交通管理者としての警察と協議・連携を図りながら、整備を進めてきました。</u>	(素案では記述なし)	パプコメ No.19 駐輪場の設置において、国、都、警察の役割も記載願います、との意見に対し加筆
9	P8	(文言削除)	<u>※歩道内のタイル色及び、誘導サインの設置により、安全のための通行場所の区分を実施(法的規制なし)</u>	記載内容の明確化

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
10	P8	駐輪場	駐輪スペース	文言整理
11	P8	<p>■現在の整備状況(平成28年度末時点)</p> <p>都道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御苑大通り ・外堀通り<small>(一部)</small> ・靖国通り<small>(一部)</small> ・大久保通り<small>(一部)</small> ・目白通り<small>(一部)</small> ・放射第25号線 ・山手通り <p>区道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三栄通り<small>(一部)</small> ・早大通り<small>(一部)</small> ・花園通り ・仲通り ・神楽坂通り ・都立戸山公園脇<small>(一部)</small> ・東五軒町東側 ・太宗寺脇通り ・牛込中央通り <p>※各路線の位置図は、次頁地図を参照</p>		<p>パブコメ No.20、No.22</p> <p>52ページに記載している路線名を8ページにも記載してほしい、との意見を反映</p>
12	P9	地図に整備済路線を追加	(素案では記述なし)	<p>パブコメ No.24</p> <p>9ページの地図に、整備路線を記載してほしい、との意見を反映</p>
13	P9	用紙サイズをA4版からA3版へ変更		<p>パブコメ No.25</p> <p>9ページの地図をA3版にしてほしい、との意見を反映</p>

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
14	P11	「(2)放置自転車等の整理・撤去及び保管・処分」	「(2)放置自転車対策等の整理・撤去及び保管・処分」	パブコメ No.26 表現がわかりにくい、との意見に対しわかりやすい表記に変更
15	P17	<u>歩行者や自動車利用者の安全にも配慮した自転車の適正利用の推進</u>	<u>自転車を利用しない人にも配慮した自転車の適正利用への誘導</u>	パブコメ No.29 表現がわかりにくい、との意見に対し、わかりやすい表記に変更
16	P17	<u>駅周辺の駐輪場を計画的に整備した結果、駅利用の駐輪需要への対応はおおむねできています。近年は買い物等一時利用目的の駐輪需要が増え、一部の利用者が道路上に短時間放置をしています。</u>	<u>近年は買い物等一時利用目的で駐輪場を利用する人が多いです。</u>	記載内容の充実
17	P26	「重点項目」の位置変更		パブコメ No.33 「重点項目」の位置が間違えている、との意見に対し誤字を修正

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
18	P31	<p>(1)基本的な考え方 区では、…。しかし、依然として駅周辺や集客施設等の周辺において放置自転車が多く、近年では買い物等の短時間だけ放置するなど、定期利用の区営駐輪場だけでは対応できない駐輪需要も見られます。</p> <p>過密に都市が形成され、さらなる発展が期待される中、今後新たな駐輪場を計画的に整備することは難しく、区営駐輪場、民営駐輪場、民間建物の附置義務駐輪場等、今ある駐輪施設を有効に活用することが必要です。</p> <p>そのため今後、区営駐輪場については、現状の駐輪台数の維持と駐輪需要に応じた有効活用を目標と位置づけ、駐輪場の設置場所や駐輪場の短時間利用等の駐輪ニーズの対応や多種多様な形状の自転車に対応した駐輪場の整備等を進めます。また、民間事業者と連携しながら、駐輪を誘発する施設等の附置義務駐輪場が有効活用できる仕組みの検討等を進めます。</p> <p>これらの取組により、「止める」環境の質を高め、さらなる放置自転車の解消と、駐輪場の利便性や利用率の向上を目指します。</p>	<p>(1)基本的な考え方 区では、…。しかし、依然として駅周辺や集客施設等の周辺において放置自転車が多い状況です。</p> <p>今後は、さらなる放置自転車の解消と駐輪場の利用率を向上させるため、駐輪場の設置場所や駐輪場の短時間利用等の駐輪ニーズの対応や多種多様な形状の自転車に対応した駐輪場の整備、駐輪を誘発する施設等の附置義務駐輪場が有効活用できる方法の検討等、「止める」環境の質を高めるため、利便性や駐輪場の利用率の向上を目指します。</p>	<p>パブコメ No.50 区営の自転車駐輪場も含めて、駐輪場の経営管理を民間に一本化する方向を模索してほしい、との意見に対し基本的な考え方の内容を補足</p>
19	P33	<p>○現状、区の自転車の状況は、乗入台数 7,726 台に対し、収容能力は 9,709 台となっており、駐輪場の供給量は充足しています。</p>	<p>(素案では記述なし)</p>	<p>記載内容の充実</p>

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	対応番号
20	P33	○既設駐輪場については、 <u>駐輪場が空いているにもかかわらず放置自転車が存在することを踏まえ、駐輪ニーズに即した定期利用と一時利用の配分の再検討を行う等、利用形態の改良を図り利用率向上に努めます。</u>	○既設駐輪場についても、 <u>駐輪ニーズに即した定期利用と一時利用の配分の再検討を行うなど、利用形態の改良を検討します</u>	記載内容の明確化
21	P34	○集合住宅は、現在、附置義務制度の対象外ですが、マンション等の駐輪スペースの不足から、周辺に放置自転車が発生する状況が見られます。 <u>(新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の対象となる集合住宅については、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例とは別に、自転車駐車場の設置規定があります。)</u>	○集合住宅は、現在、附置義務制度の対象外ですが、マンション等の駐輪スペースの不足から、周辺に放置自転車が発生する状況が見られます。	庁内調整 記載内容の充実
22	P35	○このガイドラインの中で、 <u>歩行者優先のまちへの転換を図るため、新宿駅前の広場空間については、自転車の流入抑制を図るとともに、地域全体の賑わいと交流を生み出すための交通システムとして、シェアサイクルや公共駐輪場が示されています。</u>	○このガイドラインの中で、新宿駅前の広場空間については、自転車の流入抑制を図るとともに、地域全体の賑わいと交流を生み出すための交通システムとして、シェアサイクルや公共駐輪場が示されています。	庁内調整 記載内容の充実
23	P37	○ <u>区営駐輪場の料金は、区内どの地域でも一律の料金設定となっています。そのため、駐輪需要が高く、民営駐輪場での運用が望まれる繁華街、主要な鉄道駅等では、低料金の…</u>	○ <u>本来、民営駐輪場での運用が望まれる繁華街、主要な鉄道駅等の駐輪需要が多い場所では、低料金の…</u>	記載内容の充実

